

○ 農林中央金庫法の施行に関し定める件（平成十三年^金農林水産省^融告示第十三号）

改正案	現行
（業務の代理の業務を営むことのできる者） 第四条（略） 2 法第五十四条第四項第十号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一、四（略） 五 前項第十一号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十四条第七項第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介イ・ロ（略） （リース業務の範囲等） 第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条及び次条第七号において「リース業務」という。）及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める規則第九十七条第二項第十九号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 前項の規定にかかわらず、リース業務を営む会社がリース業務を	（業務の代理の業務を営むことのできる者） 第四条（略） 2 法第五十四条第四項第十号の主務大臣の定めるものは、次に掲げるものとする。 一、四（略） 五 前項第十一号に掲げる者の次に掲げる業務（法第五十四条第七項に規定する業務に該当するものを除く。）の代理又は媒介イ・ロ（略） （リース業務の範囲等） 第十三条 規則第九十七条第二項第十九号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、各事業年度において、同号に規定する機械類その他の物品又は物件を使用させる業務（以下この条において「リース業務」という。）による収入の額の合計額に占める同号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の割合が百分の五十を下回らないこととする。 2 リース業務を営む会社が他のリース業務を営む会社を子会社とし

営む他の会社を子会社としている場合における、リース会社集団（リース業務を営む会社及びその子会社であるリース業務を営む会社をいう。以下この条において同じ。）に属するそれぞれの会社に係る規則第九十七条第二項第十九号に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が定める基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

一 各事業年度において、リース会社集団のリース業務及び次条第七号に掲げる業務による収入の額の合計額に占める当該リース会社集団の規則第九十七条第二項第十九号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる業務による収入の額の合計額の割合が百分の五十を下回らないこと。

二 各事業年度において、リース会社集団に属するそれぞれの会社における次条第七号に掲げる業務による収入の額が当該会社におけるリース業務による収入の額を上回らないこと。

（金融関連業務）

第十四条 規則第九十七条第二項第三十八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 六 （略）

七 リース業務に係る機械類その他の物品若しくは物件と同種の機械類その他の物品若しくは物件（中古のものに限る。）の売買又は当該機械類その他の物品若しくは物件の保守、点検その他の管理を行う業務（リース業務を営む場合に限る。）

て有する場合には、前項の収入の額には、当該子会社の収入の額を含むものとする。

（金融関連業務）

第十四条 規則第九十七条第二項第三十八号の農林水産大臣及び金融庁長官が定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 六 （略）

（新設）

八|
(略)

七|
(略)